

政府国会提出法案

国交省関係は8件

国幹会議廃止法案など

政府は、18日に開会する通常国会の国土交通省関係の法案として国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）の廃止法案など8法案を提出する。国幹会議を廃止し、高速自動車国道の整備計画などを社会資本整備審議会の審議を経るよう変更する。建築基準法や都市計画法の改正案提出は見送った。2009年度第2次補正予算案については18日、10年度当初予算案は22日にそれぞれ提出する。

国幹会議を廃止する法案は、整備計画の了承に当たって「高速自動車国道法の一部を改正する等の法律案（仮称）」が必要であったものを、国幹会議は、従来、高速自動車国道法の一部を改正する等の法律案（仮称）として提出していた。

通常国会提出の予定法案

- ◆国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案
- ◆国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）
- ◆海洋汚染等及び海上火災の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
- ◆高速自動車国道法の一部を改正する等の法律案（仮称）
- ◆航空法の一部を改正する法律案
- ◆賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規則等に関する法律案（仮称）
- ◆国際海陸一貫輸送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（仮称）
- ◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

議会に予定路線の決定や路線の指定、整備計画策定を付議し、妥当性を審議するようになっている。国幹会議も参加していた国幹会議と異なり、社会資本整備審議会は学識経験者だけとする。ほかの直轄事業と同様に、09年末に改正した事業評価実施要領に沿って、予算審議前の1月末までに評価結果を開示し、国会で事業について審議する。

提出法案のうち、「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法

律案（仮称）」では、国の直轄事業の維持管理に必要な費

用の一部を地方自治体が負担していた制度を廃止する。ただし、10年度は維持管理のうち特定の事業に限る負担廃止とし、維持管理負担金のうち576億円分の負担は継続する。

また、民主党のマニフェスト（政権公約）に掲げられた大規模災害時の危機管理体制強化に対応するため、土砂災害防止法の一部改正案も提出する。地震や大雨などで土砂

災害の危険が迫っている際に市町村が住民に避難の指示を適切にできるよう、土砂災害の危険性が高い地域で国と都道府県が緊急調査を実施できるようにする。

このほか、賃貸住宅の賃借人居住安定確保のための、家賃債務保証業や弁済情報提供事業者の登録制度創設に必要な法案も提出する。

一方で、現政権発足時に前原誠司国交相などが明言して

いた手続き負担緩和のための建築基準法改正は、省令・告示の見直しで対応することとして提出を見送る。

集約型都市構造を構築するため、前政権下で見直し作業が進んでいた都市計画法改正案も提出を見送る。ただし、現政権も集約型のコンパクトシティーを目指す考えを示しており、当面は国交省成長戦略会議の住宅・都市分野の分科会で検討が進む見通し。